

令和 4 年 7 月

橋本市教育委員会定例会会議録

令和 4 年 7 月 26 日

教育委員会定例会会議録

開催日時 令和4年7月26日(火) 午前9時30分～

開催場所 教育文化会館 4階 第5展示室

出席者 教育長職務代理者 中尾 悦子
委員 田中 敬子 藪下 純男 吉田 元信
教育長 今田 実

出席職員	教育部長	堀畑 明秀	教育委員会事務局 参事	阪口 浩章
	教育総務課 課長	浦 貴則	学校教育課 課長	森口 伸吾
	生涯学習課 課長	萱野 健治	教育相談センター	
	中央公民館 館長	大西 基夫	センター長	辻脇 昌義
	青少年センター		学校教育課 主任指導主事	木下 豪人
	センター長	南出 明	教育総務課 課長補佐	中林 正
	生涯学習課 課長補佐	中岡 祥子	生涯学習課 地域教育係長	井元 球二
	生涯学習課 スポーツ係長	井本 明	教育総務課 企画総務係長	小西 啓介

1 開会

2 前回会議録の承認について

3 会議録署名委員の指名について

4 報告事項

報告第1号 教育状況について

報告第2号 令和4年6月市議会定例会一般質問について

報告第3号 (仮称)岡潔数学体験館の設置について

報告第4号 橋本市社会教育関係団体の認定について

報告第5号 令和4年度子ども冒険村の開催について

報告第6号 青少年補導員委嘱及び任命について

報告第7号 橋本市学校運営協議会委員の委嘱及び任命について

5 付議事項

議案第1号 橋本市学校運営協議会規則の一部改正について

6 その他

協議事項

連絡事項

開会 午前 9 時 30 分

教育長 全員お揃いですので、7 月定例会を開会します。
前回の会議録の承認について、中尾委員、お願いします。

中尾委員 的確に記載されていたことを報告いたします。

教育長 ありがとうございます。
次に、今回の会議録署名委員は、吉田委員にお願いします。

吉田委員 わかりました。

教育長 報告第 1 号教育状況について、私から報告します。

7 月 9 日から 17 日までの日程で、伊都地方夏季総合体育大会、中体連が 11 種目 17 競技にわたり行われ、熱戦が繰り広げられました。

生徒にとってはこれまで取り組んできた集大成としての場です。2 週にわたり、大会会場を訪問する中で、コロナ感染と熱中症に配慮しながら取り組んでいただいている様子を見せてもらいました。いつもの運営に加えての対策は大変だったと思います。また、生徒が成長する場面に教師がしっかりと関わってくださったことと思います。大会会場を訪問し、ほんの一場面からではありますが、先生方の熱い思いも感じさせていただきました。

今、運動部活動の休日における地域移行の提言が出され、国、県で方針が検討されています。文化部についても 8 月上旬には文化庁の有識者会議から運動部活動と同じ方向性を持った提言が出されるようですが、具体策について議論をしていかなければならない時があるかと思いますので、委員の皆様にも生徒にとっての部活動の在り方について資料収集に努めていただきますようお願いします。

次に、7 月 18 日に行われました「ラブリバークリーン大作戦」について報告します。毎年 7 月の河川愛護月間に合わせ、橋本市青少年団体連絡協議会の主催で、環境美化運動に取り組むことを通して環境問題を自らの問題としてとらえ、自然を守ることの大切さを再認識することを目的に紀ノ川の清掃を行っていただいています。今年も橋本会場と高野口会場の 2 ヶ所で活動を行いました。コロナ禍の影響で 2 年間活動を行っていなかったのですが、当日は 2 会場とも青少年団体連絡協議会に所属する団体だけでなく、企業やシルバー人材センターの方々等、合わせて 250 名を超える参加者がありました。子どもから大人まで、世代を超えた参加者が目の前の環境問題について考えるだけでなく、世代を超え次世代に環境問題を持ち越さないという啓発活動になっていることを実感しました。

次に、毎年地区公民館で行っている夏祭りについて報告します。この行事もコロナの影響を受け 2 年間実施を見合わせてきました。今年は 7 月 15 日に高野口地区公民館を皮切りに 6 ヶ所で予定しています。高野口地区公民館では感染症対策、熱中症対策を行い、運営委員の皆様が中心となって実施していただきました。

子どもたちから大人まで多くの皆さんが参加してくださり、笑顔が溢れる夏祭りとなりました。あいにく終了前に雨が降ってきたのですが、それでも盆踊りを楽しんでいただく方々がいて夏祭りの開催を待ち望んでくれたことがよくわかりました。関係者の皆さんに感謝申し上げます。

今後ですが、7月30日の紀見北地区公民館夏祭りはコロナ感染者の激増により中止となりましたが、8月5日山田地区公民館、8月6日橋本地区公民館橋本ブロック、8月19日恋野地区公民館、8月28日学文路地区公民館で開催予定となっています。コロナ感染者が落ち着き、開催できることを願っています。

次に、橋本市運動公園・前畑古川記念プールの営業について報告します。

ネーミングライツが施行されて、初めてサカイキャニングスポーツパーク前畑古川記念プールの営業が7月16日に始まりました。3連休の初日は天候のこともあってか、利用者は58名でした。17日は1,341名、18日は791名の利用でした。7月21日から、小・中学校が夏季休業に入ります。全国的にコロナ感染者の増加が懸念される場所ですが、会場内に同時に利用する人数の上限を1,000名とし、3密を避けるようにするなど、感染症対策を行いながら営業することとしています。期間は8月28日までの営業を予定しています。

以上で、教育状況について報告を終わります。

このことについて、ご質問ご意見はありませんか。

ないようですので、これで報告第1号を終わります。

次に、報告第2号に入ります。

報告第2号令和4年6月市議会定例会一般質問について、報告をお願いします。事務局から説明願います。

生涯学習課 課長

資料の2-2ページになります。質問議員が辻本勉議員。発言事項はご覧のとおりでありまして、野球場を中心とした総合スポーツ施設についてというご質問でした。

発言事項の要旨のほうは、筒香嘉智選手があやの台北の方へ建設を進めている室内練習場、それと球場とサブグラウンド、小体育館等の計画を発表したことに対して、一民間企業への支援は行政として難しい問題ですが、PR利用等について協議支援を考えなくてはならないと考えます。現時点での考えを尋ねますというご質問でした。

答弁につきましてはこのとおりでありまして、筒香選手には平成31年1月に橋本市のスポーツ推進アドバイザーに就任いただきまして、スポーツ推進事業を実施し子どもの体力運動能力の向上、スポーツに親しむことができる機会や環境づくりを行っており、筒香選手本人にも参画いただいていること、それと市としましてはできる範囲での支援を行っていきたい考えですが、具体的な内容につきましては完成後の施設の利用形態や公益性等を勘案しながら決定したいと考えていますという答弁をさせていただきます。以上です。

教育総務課 課長

続きまして、高本議員の一般質問についてご報告いたします。発言事項としまして、子育て支援策になる学校給食費無償化の提案についてという内容で、学校給食費の負

担の軽減について、文部科学省は義務教育諸学校の設置者の判断により学校教育法第16条に規定する保護者の負担の軽減を図ることは可能であるとの見解を示している。全国1,741自治体のうち、小・中学校とも無償化は76自治体、小学校のみが4自治体、中学校のみは2自治体です。一部無償化・一部補助している自治体は、424自治体ありました。和歌山県下30自治体中半分の15自治体で無償化に踏み出している。本市でも少子高齢化がますます進む中で、若者定住で今後の税収を増やしていくための展望を持っていくことが重要だと思います。子育て支援策の柱にしていくべきではないでしょうかという質問です。

答弁としまして、本市でも少子高齢化が進む中、若者の定住促進は重要課題だと考えており、平成31年3月に「第2期橋本市教育大綱」を策定し「人が学びあい、共に育むまちづくり」を理念に重点目的の一つを「多様な学びと健やかな体を育む」とし、食の大切さの学びを推進しており、食物アレルギー対応や食育の推進を行い、本市に住んでみたいと思っていただけるような努力をしています。

議員お質しの学校給食費の無償化を行うことは有効な子育て支援策であり、本市でも既に令和4年3月現在の就学援助認定者638人に対し給食費を免除しており、新型コロナウイルス感染症の関連でも、一部給食費は免除しております。

このように経済的支援を要する家庭など一定の基準で認定した場合においては、給食費を免除するなど無償化を図っていますが、全ての児童生徒の給食費無償化については考えていませんのでご理解をお願いしますという答弁をしております。以上です。

生涯学習課 課長

続きまして、樽井議員から質問がありました。内容がスポーツ施設の整備についてということで市内の体育館を初めとするスポーツ施設の老朽化が目立ってきているが、整備についてどのような計画をしているかという質問でした。

答弁としましては、市の公共施設全体の維持管理に関する方針は橋本市公共施設等総合管理計画で定めているということで、人口減少や税収減少に合わせた施設総量の最適化を行うこととされています。この計画の下位計画として、スポーツ施設を含む生涯学習施設の整備についての具体的な方針を定めるため、令和3年3月には橋本市生涯学習施設の長寿命化計画を策定したところです。この計画に従い、関係部署と協議しつつ予防保全的な改修等を行いながら施設の長寿命化を図る整備を行っていく方針としています。

しかしながら、この市で定めた公共施設等総合管理計画の個別方針では個々の施設ごとに保持、廃止、統合等といった管理方針が示されているのですが、計画の対象とされているのが公共建築物であることから、スポーツ施設のうち建築物が附属しないグラウンド或いはテニスコートについては計画の対象外となっており管理方針が定まっていません。

このため、現在スポーツ施設全体の管理方針を定めた整備計画を策定する作業を進めておりまして、スポーツ施設についてはこの計画を基に今後財源を確保し、整備を進めますという答弁をさせていただきました。

再質問としましては、浄化槽の不具合のため学文路スポーツセンター体育館のトイレが使えないと聞いているが、応急的な対応として外に体育館利用者用のトイレを設

置できないかという再質問がありました。

これに対しましては、市長が答弁をしたのですが、利用者の要望等を考慮して今年度中にトイレを設置するよう進めていきますということで、この9月補正に向けて計上を進めているというのが現状になります。以上です。

教育総務課 課長

続きまして南出議員の一般質問です。質問の要旨としましては、通園・通学路の安全確保についてということで、本市が定めております橋本市通学路交通安全プログラム。これについて、合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等が実際に期待した効果が上がっているのか。また児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するため、対策効果の把握を実施するとしています。対策効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善充実をどのように図っていくのかというご質問でした。

答弁としましては、本市ではこの橋本市通学路交通安全プログラムに基づき、教育関係者、道路管理者、交通安全管理者等が参加して2年に1回、また緊急の必要性に応じて通学路の危険箇所について合同点検を実施して、これまで115ヶ所の対策必要箇所のうち、令和3年度末において85ヶ所の対策を完了しました。

対策箇所の効果把握については、合同点検のメンバーで組織する橋本市通学路安全推進会議の中で対策実施機関からこれまでの対策の進捗状況について報告を受け、新たな箇所の対策内容について検討しています。また、各小・中学校においては、児童生徒、保護者、地元住民等からの情報を受け、対策が必要な箇所の把握に努めています。今後も各関係機関の協力を得ながら対策を実施した効果の把握に努め、更なる対策が必要となった箇所については、対策内容の改善と充実を図っていきますという答弁を行っております。

それに対して、まず1回目の再質問としまして、交通安全プログラムには地域住民へのアンケートの実施等、対策実施後の効果を把握するための手法を検討して対策効果の把握を実施しますと書いていますが、具体的に効果の把握はどのようにしているのかという再質問がありました。答弁としまして、具体的に地域住民へのアンケートは実施していませんが、通学路安全推進会議において、関係機関と対策の効果を確認しています。また、各小中学校においては学校運営協議会やPTA等からの意見を聞いているので今後も対策を実施したことを伝え、意見をもらうという仕組みを充実していきたいと考えていますという答弁しております。また、それに対して再質問の2回目として、対策実施後も交通事故などが発生するなど対策効果が発揮出来ていないと思われるケースもありますが、そのような場合はどのように対応しているのかというご質問がありました。それに対して、信号や横断歩道等を設置しても、事故が起ってしまうことが実際にあります。そういった場所では運転者の安全意識やマナーの問題など、通学路安全プログラムによる対策では防ぎにくい要素があり、警察等関係機関がそれぞれの立場から子どもたちの安全を見守っていただけるよう情報共有し、連携しながら取り組んでいきたいと考えていますという答弁をしております。以上です。

学校教育課 課長

土井議員から、教育長の教育状況の報告にもありましたが、中学校の部活における地域移行についての質問がございました。スポーツ庁の有識者会議が提言されたとい

うことで、本市の現状、部活動の意義、課題、今後の方向性について聞かせて欲しいというような一般質問でした。

答弁としましては、一般的な部活動の経費、そして今の本市の現状、合同でやっている部活動もあるにはあるとか部活動指導員を配置しているとか現状をお答えしております。そして、地域移行になるといろんな課題がございますので、想定されるこんな課題がありますというようなことも答弁しております。最終的には現時点では、まだまだ国とか県の方向性というのが示されておりませんので、示されてから必要な機関と連携しながら準備を進めていきたいというふうに答弁させていただいております。

続きまして、垣内議員から新型コロナウイルス感染症対策のマスクの着用とワクチン接種後の副反応等についてということで、教育委員会に対しましては、この熱中症対策のことでマスクの着用についてどのように指導していますかという質問の質問がございました。

答弁としましては、小・中学校につきましては、国がマスクを今後外では着用する必要はないというようなことで周りの地域の方は割と大きなニュースになったかと思うのですが、学校においては昨年度から熱中症対策を優先としたマスクの着用について指導しておりますので、昨年度どおり指導していますということを答弁をさせていただきました。以上です。

続いて岡本議員から、浮き指の改善で健康な身体についてということで、こちらの答弁は健康福祉部長ですが、教育長の見解はどうですかということでしたので、ここに挙げさせていただいてます。浮き指というのは、10人中8人が足の指が浮いている状態があつて、それがあつて体のバランスが悪くなくて、姿勢が悪くなり色々なところに影響が出るということで、それを改善するような取組みはどうですかという意味での一般質問でした。健康福祉部長は今指導を行っている様々な取組みを継続していくことで、それが浮き指の改善にも繋がっていくということを答弁しております。教育長につきましては、校医の先生や医師会の先生の意見を聞きながら、これから学校で学習していく上で必要であれば検討していくという答弁をさせていただいております。以上です。

教育長

報告が終わりました。

このことについて、ご質問・ご意見はありませんか。

田中委員

南出議員からの質問で、確かに色々な安全対策をとっていただいても、事故がどうしても起こってしまうことがあると思います。

運転者の意識も大切ですが、小学生は白線ぎりぎりですぐ待っていたり、どうしても友達と一緒に渡れなければ跨いで待っていたり、結構ぎりぎりのところでいたりするので、家庭や学校のほうでも、待つときはぎりぎりではなく下がって待つなど、年度始めなどに交通のことでアドバイス出来る機会があれば良いのかなと思ったので、感想を述べさせていただきます。

もう一点、土井議員からの質問であつたように、教育長がおっしゃっていたように部活動については子どもたちにとっても良い形になるように考えていけたら良いな

と思います。以上です。

教育長

他にありませんか。

吉田委員

南出議員の通園・通学路の安全確保ということで、前の会議でも何度か話をさせてもらっていますが、路側帯の問題ですね。なかなか優先順位が上がっていかない結果だと思うのですが、通学路でありながら路側帯がもう消えてしまっている。それが書いてもらえないという状況が複数箇所あるので、こうした通園・通学路の安全確保は数が多いのでなかなか一度にとすることは難しいと思うのですが、何かことがあったらそういうところが指摘されてしまうと思いますし、歩道と車道との間にガードレールが設置されてる。それはもう決まりで路側帯を書くということがあるのかもしれないですが、そういうところで路側帯を書くのであれば、もう消えてしまってる、薄くなってるというところをもう少し充実させてもらえればと思います。こういう安全性に関することは優先順位があるにしても、とにかく出来るだけ早急に解決していけるように努めていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

教育総務課 課長

路側帯につきまして確かに合同点検をする箇所の中には、路側帯が消えかかっている、或いは消えているので改めて書いて欲しいという要望を受けまして、実際に現地で確認をして、道路管理者が必要と判断した場合は路側帯の書き換えという対策をしている箇所も何ヶ所もあります。

また今後学校からの要望等で、そういった路側帯が消えかかっているところにつきましては、道路管理者と点検いたしまして、書き換えるの要望もしていきたいというふうに考えております。以上です。

教育長

今年は、2年に1回の安全プログラムの実施の年となっています。

しかしながら昨年、記憶にあるかなと思うんですけども、大きな事故がありましたので臨時で行っています。ですから、ここ数年は毎年プログラムを実施している状況です。また、今学校からの情報を集め、それを整理した上でプログラムをどう進めていくかということについて協議していきたいと思いますので、意見を反映出来たらなどそのように考えております。

そして、南出議員が指摘していただいた部分については、大きな事故があったという経緯もあります。対策はきちんと行われた箇所だったんですが、具体的に言いますと信号機は付いていますし、横断歩道も書かれています。子どもの待機場所もあります。待機場所には安全確保のパイプも付いてありましたが、車がそこで正面衝突をして、1台が待機場所のパイプをなぎ倒して行ったという状況です。ですから、対策しても防ぎようがない事故かなと思います。

そこで橋本警察の方にこういったことについては、対策をどれほど行っても防ぎようがないケースがあるということを認識していただくのと合わせて、それを未然防止の活動で抑止効果を発揮するような警察からの取組みをしていただきたいということを要望に出向いて署長に直接お話をさせてもらいました。

今の事例以外にも「危険だったな。」というような事例がありますので、そういっ

たことも併せてお願いしてきたところです。

道路管理者については、安全対策をきちんと行ってもらいたいのですが、警察についてはプラス抑止効果を一番持っているところだと思いますので、しっかりその辺り取り組んでいただきたい。このプログラムを実施するに当たっても、確認していくことが出来ればとそんなふうに思っているところです。

他にありませんか。

中尾委員

辻本議員の質問のところなんですけども、筒香氏に対して市として出来る範囲での支援を行っていきたいと考えてますと答弁があります。

筒香さんのお兄さんも橋本市で活動されていて、筒香選手のサポートやマネージャーをされていたということで、このご兄弟は本当に橋本市、ふるさとを愛してるご兄弟だと思います。私もお兄さんと何度か話をさせていただいたのですが、橋本市の子どもたちに、ここに書いてあるように運動能力の向上とか体力の向上、何かお役に立てたらという考えを常に持っておられるようです。そういう気持ちを持っていらっしゃると思いますので、心の支援とともに何か協力してもらって橋本市の子どもたちのために一緒に出来ることがないかっていうことも考えて見たらいいのではないかなと思います。

生涯学習課 課長

おっしゃるとおりでありまして、私もお兄さんの方とも何度も話をさせてもらっています。答弁の中にありますように、スポーツ推進アドバイザーに筒香選手に就任いただいてそれ以降、お兄さんの協力も得て、体操教室などをこども園等に出向いてやってきたところで、それについては継続してやっていきたいという考えです。

出来る限りの支援というところにつきましては、具体的な球場の使用の仕方というのが決まっておりませんので、例えばここのチームのために使うということでしたらなかなか他のチームとのバランスもありますので、支援の仕方っていうのは考えていく必要があるのかなと思うのですが、筒香選手の思いというのは、よく聞いておりますので、それについては出来るだけ一緒にしていきたい、出来る限りの協力はしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

教育長

他にございませんか。

ないようですので、これで報告第2号を終わります。

次に、報告第3号に入ります。

報告第3号仮称岡潔数学体験館の設置について報告をお願いします。

事務局から説明願います。

生涯学習課 課長

報告3号仮称岡潔数学体験館の設置についてご説明させていただきます。

資料の説明の前に、これまでの経過について簡単に説明させていただきます。

岡潔博士の顕彰につきましては、最初は平成12年に市政50周年記念事業の一環として、記念館の設立の方策が示されました。そして、平成18年頃から議会での一般質問もありまして、盛り上がりをみせてきまして平成21年の8月には岡潔数学WAVEが設立されました。記念館設置の考えは平成23年に議会でも表明されまして、平成

25 年には顕彰事業に要する費用に充てるため、岡潔顕彰基金を造成しまして現在まで寄付金を募ってきているところです。

記念館設置の具体的な案につきましては、平成 27 年度には杉村公園内に建設する案がありましたが、費用面等から断念しまして近年は紀見峠区内の民家を利用する案がありましたが、こちらも事情により断念した状況です。その後、教育委員会で協議も継続してきまして、昨年度にて柱本小学校内の余裕教室を利用して設置する案をまとめまして、市の政策方針として正式に決定されました。これを受け、この 6 月議会で仮称岡潔数学体験館の設計委託に関する補正予算を計上し、承認されたというのが現在の状況になります。

それでは資料に沿いまして、仮称岡潔数学体験館の設置について計画を説明させていただきます。

まず概要からになります。名称が仮称岡潔数学体験館としております。これはあくまで仮称でありまして、従来は岡潔記念館としていたと思うのですが、これについてまた正式に議論しながら決定したいと考えております。

設置の目的は、岡潔博士を顕彰する事業の一環として設置する。世界的数学者、岡潔博士を輩出した橋本市で算数・数学が楽しい、面白いと感じる子どもたちが 1 人でも多く育つよう、数学教育の推進を中心に、文化を育むまちづくりを進めるということを目的としております。

そしてこの体験館のコンセプトにつきまして大きく二つありまして、一つ目が、岡潔博士に係る顕彰活動のシンボルとなる活動。岡潔先生の偉業等を伝える研修を行うような施設とすること。もう一つ軸にして進めておりますのが、小・中学生の算数・数学、数学力の向上に資する施設としたいということを二つ大きく考えております。

具体的には下にご書いてありますとおり、岡博士の偉業を伝えるための施設であることはもちろん、これに加えまして算数・数学の意義を伝え、興味を喚起するための施設としたいと考えています。

具体的には東京理科大学の数学体験館を参考にして、数学の理論を五感で体験できるような教育を設置し、子どもたちに数学に興味を持ってもらうきっかけとなる施設としたい。子どもたちの好奇心を刺激し、思考力を養うことにより、岡博士に続くような人材を橋本市から輩出することを目指すということをコンセプトとしております。

設置場所は、資料 1 に付けた図面のとおり、柱本小学校の 3 教室を利用したいというふうに考えております。うち 1 部屋は学校との共用で考えております。資料 1 を見ていただきますと、場所のほうが校門を入ってすぐの校舎の端の 1 階の 3 教室を利用するように考えておりまして、一番端が事務室兼入口。真ん中の部屋が展示室で、三つ目の部屋が共用室と書いてありますが、ここでは講義や会議等を行ったりするような場所にしたいというふうに考えております。

これは案でイメージ図でありますので、今年設計を進めていく中で具体的な案というのを決定していきたいというふうに考えております。

候補地選定の意図としましては、岡潔博士ゆかりの柱本地区に設置することにより、地域の活性化にもつなげていきたいと考えております。「顕彰碑」や「情緒の道」等の岡博士にまつわる史跡と連携し、地域一体となった事業の実施、また、岡潔博士

ゆかりの地のシンボルとして活用したいという意図があります。それと学校に設置することにより、学校現場との連携を深めるということ。児童減少により余裕のある教室を有効活用するという意図から、この場所を選定したところです。

開館日、開館時間につきましては、土・日・祝日プラス平日は学校の予約限定で開館したいと考えています。時間は午前9時から午後5時としたいと考えております。これは防犯面を考慮しまして、平日は予約以外開館しない。予約は学校からの申し込みに限るということで、児童の在校中は外部の人が入ると防犯面で不安があるというふうなご意見も議会のほうからいただきましたので、土・日・祝日プラス平日の予約限定で開館をしたいというふうに考えています。プラス、夏休み等の長期休暇中の開館を検討したいと考えております。年末年始は休館ということで考えております。

それと建設に要する費用の概算についてです。まず設計委託が149万2,000円。これが今年の6月の議会で補正を計上して認められた金額ということになります。その下の校舎改修工事費2,260万。備品購入費550万、備品購入費事務室用を100万、数学教材100万というのはあくまで概算でありまして、今年設計していく中で、この金額というのが正式に決まってくるということになります。合計では概算で3,159万2,000円というふうに想定をして進めております。ちなみに岡潔顕彰基金のほうは、令和3年度末現在で950万8,000円あります。

それと財源としましては、学校施設を転用することによりまして有利な起債、公共施設等適正管理推進事業債というのがありまして、これは起債の48%が交付税として国から戻ってくるというものになるのですが、これを活用していきたいというふうに考えております。

スケジュールは8月に設計についての入札をしまして、12月までに設計を終えたいと考えております。令和5年度に入りまして工事の入札等が入りまして、工事期間は学校やっている期間がありますので夏休みを挟んで9月頃まで工事が掛かると考えておりましてその後、展示の準備を行って令和6年の4月開館を目指して進めたいというふうに考えております。

次に3番の「運営について」ですがこれはあくまで今現在の考えですが、仮称岡潔数学体験館の運営については、数学WAVEさんに指定管理することを今のところ想定しております。ここでの運営事業内容につきましては、岡潔博士の顕彰のほか、数学教室と市内小・中学生向けの算数・数学力の向上に係る事業の実施、或いは岡潔博士にまつわる展示物、業績、遺品、書籍等、数学教材についての説明案内を行っていたく。それと立地を生かしまして、周辺の岡博士にまつわる史跡と連携した事業の実施を行っていただきたいと考えておりまして、教室や講演会等の事業は、要望に応じて各学校での実施をしていきたいと考えておりますし、開催規模等に応じて教育文化会館等でも行えればと考えております。以上簡単にはなりますが、報告させていただきます。

教育長

報告が終わりました。

このことについて、ご質問・ご意見はありませんか。

中尾委員

運営方法について数学WAVEに指定管理することを想定ここに書かれていますが、

土・日・祝日なども開館ということになりますので、土・日・祝日はどなたかが必ずそこに居てるということでしょうか。訪問者が有る・無いにしろ、必ずそこに居てるということですね。それで、その人たちは数学 WAVE の人たちということになるのでしょうか。

生涯学習課 課長

そのように考えております。指定管理ということで、あくまで市立の市の施設ですが、管理運営をすべてその団体にお任せして行っていただくというふうに考えております。職員のほうは展示室等がありますので、当然常設でおいてもらいたいというふうに考えております。

吉田委員

前にも言いましたが、こういう新しい施設を作るとその管理、運営っていうのが一番の問題になってもうすぐ起こってくると思います。岡潔数学体験館、これがあれば当然前畑古川記念館の動きだってあると思います。そういう意味では、ここの運営で教育委員会の人材を割かざるを得ないという状態になることは、出来るだけ避けたいと思います。この数学 WAVE の組織のメンバーの年齢構成は、私はわかりませんがこれから何十年も続けていく中で管理運営については、数学 WAVE でやるんだと、今までそういうことがあるかどうかわかりませんが、契約みたいな形の或いは、覚書でも結構ですが、きちっと管理運営主体がどこにあるのかということをやってもらわないと、また次の記念館はどうだこうだとずるずるいってしまうようには危惧します。

今こういう方向で進んでるのは、偉人館に数学体験を含めての複合施設の建設というのがやっぱり一番効率だったんだろうなとは思いますが、ただこの運営については数学 WAVE がきちっとやるんだ、極端に言うと言えない場合はもう閉館だというぐらいのきちんとした契約のもとでスタートしないと、最終的に教育委員会から人材を出すということになりかねないと、そういう点を危惧します。

もう1点ですけれども、コンセプトの二つ目。具体的には、東京理科大学の数学体験館を参考にとあります。これは秋山仁さんがやっているものを、わざわざ岡潔数学体験館の中で取り入れる話じゃないと個人的には思います。岡潔博士の多変数解析関数。なかなか一般の人にはわかりにくいと思いますが、これを一般の人にわかるように伝えるということが、非常に大事だと思います。そういう解析の中で情緒の問題を岡潔博士は生み出してきたわけなので、その辺りの繋がりは非常に大事です。むしろ、よそにあるものをこの場所に持ってくるというのは、いかがかなと私個人的には思います。

生涯学習課 課長

運営につきましては、これから本格的な議論に入りまして、慎重に進めるべきだというふうに考えておりまして、その一つとして数学 WAVE さんには法人化して欲しいと話をし、法人化の手続きを進めていただいていると聞いております。

そうした上で、もし指定管理するということになれば当然契約等を結んで、管理運営についても市が監視していくと考えております。危惧されていることはわかりますし、こちらも危惧している部分ですので、これから団体とは慎重に協議を進めていきたいと考えています。

それとコンセプトにつきましては、岡潔先生の偉業、その情緒的なところも含めて考え方を後世に伝えていくというのは大事なことで、一つ大きな事業というのは間違いないのですが、もう一つ小学校内に設置するということもありますので小学生に難しい理論はなかなかわかってもらえない。東京理科大学の教具というのがありまして、それらに触れてもらうことで、数学に興味を持ってもらえるような施設にしたいという思いがあって今回計画をさせていただきました。

具体的にどういった展示内容にするかはまたこれから計画していくのですが、ただ移設するだけではなく、教具についての説明というのも大事になるかと思うので、その辺りも東京理科大学と今話し合いをしているところですので、有効活用して小学生或いは中学生が数学に興味を持ってもらうような、きっかけとなるような教具のほうも置いていきたいと現在のところは考えております。

吉田委員

岡潔さんの業績の解釈の難しさは、当初から言われていました。私も専門ではありませんが、多変数解析関数或いは多変数複素関数の理論というのをわかりやすく伝えるということが、まさにこの体験館の使命だと思います。

あくまでも人づてに聞いただけの話ですが、岡潔さんの業績は同僚の秋月さんがいないと、ほとんど理解されなかったというふうに伺ってます。そういう意味からいうと、この岡潔数学体験館はやはり岡潔さんの業績をどこまで一般の人にわかってもらうか。繰り返しになるんですが、岡潔さんはこういう解析の突き詰めた先に情緒の問題を体験されて発見されたというふうに私は思っております。その辺りをやはり中心に据えて、地元橋本の人、そして訪れる周りの人たちにわかりやすく伝えるっていうのが、やはりこの関係者の役割だろうなというふうには思います。そのところが抜けてしまうと大変なことになるだろうなと。

そういう数学の研究から情緒の問題にいったというのは、非常に大事なところだと思いますので中心にしてるところが何か。数学体験というのは、ちょっと私はおかしいと思います。それは別に、東京理科大で秋山仁さんがやったものであり、わざわざ橋本のしかも柱本の地区にそういったポイントをおくのではなく、今、繰り返しお話しさせてもらったところを、一般の人にわかりやすく伝える施設であって欲しいなというふうには思います。

生涯学習課 課長

吉田委員がおっしゃるとおりで、中心となるのは岡潔先生の業績なりを紹介して、後世に伝えていく、わかりやすく一般の方に伝えるというのが主な目的と考えておりますが、せっかく小学校内に設置するということもあるので、小学生にも数学に興味を持ってもらえる施設としたいという思いがありましたので、展示の割合等はどうかかわかりませんが、今のところ計画させていただいておるということです。

委員の意見も参考にしながら、今後計画をつめていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

教育長

岡博士の業績を伝える、理解してもらう、広げていくということは、当然ここの施設の役割の中心的な部分かなとそんなふうに思います。ですから顕彰活動の部分、そして業績の中で数学だけではなく、情緒の部分で、今の教育の中で、今の私たちの生

活の中で大事にしていけないといけない部分を言われているところがありますので、その辺りは展示の中でどのようにしていくかということを考えていく必要があると思います。難しい部分もありますが、生涯学習課長が先程言いましたように、また関係者の中で協議しながら進めていきたいと思っています。

ただ、そこだけを際立たせるだけではなく、広く興味を持ってもらう、楽しんでもらうというところは絶対に必要な部分であろうかなと思いますので、算数・数学の向上に資する施設ということも大切にしていかなければなりません。

教材については、東京理科大学から提供いただいてスタートすることになりますがそれをどのように使っていくか。また、数学 WAVE の中でも毎月子どもたちを対象にした教材開発なんかもしております。そういったものも使いながらとなっていくので、決して東京理科大のものを全部持ってきて、その分室みたいな感じになるというような、そんなイメージだけは持たないでいただきたいと考えます。

田中委員

私は保護者として発言させていただくなら、子どもたちを連れていくと、どうしても退屈することがあるので、親子で行けて、興味を持ってそこからきっかけになってくれるような体験館のほうが運営的には長続きするのかなと思います。

あと小学校にできて共同スペースがあるということで、折角だからこの柱本小学校の子たちにも何かプラスになるようなことがあればいいなと感じます。以上です。

教育長

今、柱本小学校の子がという発言いただきましたので、今取り組んでいることを紹介させていただきます。柱本小学校では、地元の人を中心になっていただいているのですが、柱本小学校に出向いて岡博士のことについてお話をいただいたり、子どもたち自身が総合的な学習の時間の中で、岡博士のことについて調べたりということを計画的にカリキュラムの中に位置付けて取り組んでいます。

毎年その子たちが経験していくような、受け継がれていくような、そんな取り組みをしていただいています。それに加えて今回こういうような施設が柱本小学校の中にできれば、より子どもたちも興味を持って、今の活動が充実していくのかなと思います。

つい最近で言うと、一年生の子が地元の人から岡博士のことについてお話を聞いているということがホームページなどに載っていました。佐藤律子さんが作っていただいた絵本を活用しながら説明していただいていたのですが、そういうふうに地元で「こういうすごい人がいた。」ということ伝えていただく。それが年齢上がるに従って、その興味を高めていっていただくという活動に繋げていっているのかなと思います。

田中委員

橋本以外の子にも数学を好きになるきっかけになってもらえたらと思います。

あと一つ、スケジュールでは改修工事が始まるのが、令和5年度の5月なのかなと思うのですが、運動会が多分6月ぐらいにあると思うので、その辺りも少し気にして工事内容を考えてもらえたらと思います。

生涯学習課 課長

おっしゃるとおりですので、学校ともよく相談しながら、工事はなるべく児童が学校にいない間に、夏休み等を中心に行いたいと考えてます。

教育長

他にありませんか。
ないようですので、これで報告第3号を終わります。
次に、報告第4号に入ります。
橋本市社会教育関係団体の認定について報告をお願いします。
事務局から説明願います。

生涯学習課
地域教育係長

それでは橋本市社会教育関係団体の認定についてということで、ご説明させていただきます。認定については、橋本社会教育関係団体認定規則に基づいて認定を行っております。認定の決定につきましては規則の第3条にありますように、社会教育委員又はスポーツ推進議会の意見を聞かなければならないとなっております。会議を開きまして認定を受けたものを今回ご報告させていただきます。

認定の期間につきましては、令和4年7月1日から令和5年6月30日までの1年間となっております。

資料のほうですが、スポーツの部と文化の部をまとめて付けさせていただいておりますが、文化の部の方から説明させていただきます。文化の方につきましては、6月20日に社会教育委員会会議を開きまして、諮問をしてその後適当であるということで答申をいただいて認定させていただいております。

内容につきましては、詳細は控えさせていただきますが、今回の認定団体数につきましては112団体のうち、新規認定団体数が0件です。昨年度117件でしたので、5件減っております。やはりコロナの関係でなかなか活動出来ていないということであったり、もう活動で休止した団体もあつたりということで、今回申請しないという団体がいくつかありましたので5件減ったという結果になっております。文化のほうについては、以上になります。

続きまして、スポーツの部につきましてスポーツ係長から説明します。

生涯学習課
スポーツ係長

スポーツの部に関しましても、6月29日にスポーツ推進審議会のほうを開き、申請があつた38団体すべてにおいて認定がされました。今回の認定団体については、昨年度と全く同じ団体となっております。以上です。

教育長

報告が終わりました。
このことについて、ご質問・ご意見はありませんか。
ないようですので、これで報告第4号を終わります。
次に、報告第5号に入ります。
報告第5号令和4年度子ども冒険村の開催について報告をお願いします。
事務局から説明願います。

生涯学習課
地域教育係長

令和4年度の子ども冒険村の開催についてということでご説明させていただきます。

資料を付けさせていただいておりますが、まずは、今回8月22日・23日に開催することになっております。応募者数は応募予定が40名のところを53名の応募いただ

いておりまして、抽選させていただいて 40 名の参加を予定しております。

次のページに要綱等付けさせていただいております。冒険村の事業につきましては、コロナの関係で 3 年ぶりとなっております。従来ですと、宿泊を伴う体験にさせていただいたんですが、今回は先程説明させていただいたとおり 8 月 22 日・23 日の日帰りでコロナ対策をしながら実施したいと思っております。

開催地につきましては、これまで花園村ということでかなり遠方でやらせていただいていたのですが、今回は旧信太小学校跡、SHINODABASE のほうで開催させていただきます。先程説明させていただいた、市内の小学校 5 年生 40 名の参加の予定をしております。

体験の内容につきましては、実際に運営を行う青年リーダーについても 3 年ぶりということですので、余裕を持った日程でやっていきたいと考えております。暑さの心配とか、コロナの心配がありますので、様子を見ながらしっかり予定を組んでやっていきたいと思っております。事前研修ということで、7 月 30 日の日曜日に子どもさんと保護者の方に来ていただいて、当日指導する青年リーダーとの交流と説明等を行う予定をしております。あと 8 月 22・23 日ということで、暑さ対策をしながら無事に開催できればと考えております。簡単ですが、以上です。

教育長

報告が終わりました。

このことについて、ご質問・ご意見はありませんか。

中尾委員

3 年ぶりに開催できるということで大変良かったと思います。コロナもあつていろんな活動を想定しないといけないですし、3 年ぶりにするというのでスタッフの方も慣れてなかったりすると思うので、今年は日帰りになっていると思うのですが、花園でテントを作って一泊することとても子どもたちが楽しんでいたと思いますので、今後宿泊を伴う体験も考えていく方向になるのかお聞きしたいのと、日帰りという場合は現地集合・現地解散ということになるのでしょうか。

生涯学習課

地域教育係長

まず 1 点目の今後については、参加の青年リーダーも含めて泊りでやりたいと考えています。コロナの状況などを見ながら今年は日帰りをやってみて、来年度また検討していきたいと思っております。

当日の集合場所ですが、JA 信太グリーン店の駐車場をお借りしておりまして、そこに集合してもらって、すぐ歩いて行ける距離ですのでそこから SHINODABASE に上がっていく。帰りもそこで解散という形で 2 日間と考えております。

教育長

他にありませんか。

簗下委員

地元の SHINODABASE を使っていただいております。ありがとうございます。

本当に良いところですので、堪能していただけたらと思います。設備も充実しておりますし、他の団体も休みに活用していただいております。ここに元校長もおられますが、地元がこんなふうに活用されるということは本当に喜ばしいことだと思います。

教育長	暫時休憩します。 再開します。 他にありませんか。
田中委員	コロナウイルス対策のために、37.5 度以上ある場合は参加を控えてくださいというのですが、事前に参加費用を受け取っていると思うのですが、そのまま返金されないのでしょうか。
生涯学習課 地域教育係長	その場合は返金させていただきます。
教育長	他にありませんか。 ないようですので、これで報告第 5 号を終わります。 次に報告第 6 号に入ります。 報告第 6 号青少年補導委員委嘱及び任命について報告をお願いします。
青少年センター センター長	資料 6-1 から橋本市青少年補導員の委嘱及び任命について報告します。 橋本青少年補導委員規則に基づくもので、一般補導員 77 名と県立市立学校教員 14 名に委嘱、橋本市立小中学校教員 50 名に任命書を交付しました。全体で 141 名に補導員証を交付しました。任期は令和 4 年 7 月 1 日より令和 5 年 6 月 30 日までの 1 年間となります。6 月 30 日の補導委員会総会で委嘱状、任命書、補導員証を各補導員に交付しました。なお、一般補導員の中で役職が重複している方がいるので総数 141 名となります。以上、報告を終わります。
教育長	報告が終わりました。 このことについて、ご質問・ご意見はありませんか。 ないようですので、これで報告第 6 号を終わります。 次に報告第 7 号に入ります。 報告第 7 号橋本市学校運営協議会委員の委嘱及び任命について報告をお願いします。 事務局から説明願います。
学校教育課 主任指導主事	資料 7-1 について説明いたします。令和 4 年度橋本市学校運営協議会委員、学校関係者評価委員及び学校評議員の委嘱及び任命について報告いたします。 学校運営協議会委員 164 名の委員を委嘱、14 名の委員を任命しています。学校関係者評価委員及び学校評議員 10 名の委員を委嘱しています。任期は全員令和 5 年 3 月 31 日までとなっております。委員は重複もありますが、延べ 164 名の方を委嘱しておりまして、市立幼稚園に関しましては、関係者評価委員と学校評議員という形になります。公民館長に関しましてはすべての学校で委員に入っているわけではないのですが任命をさせていただいております。こちらも延べ人数となります。

教育コーディネーターに関しましては、小学校で2校まだ、委員として入っていないところもあるのですが、昨年度と比べ少しずつ委員として入るのが増えてきております。

あと、昨年度吉田委員からご意見でありました、紀見小学校の岡委員は、市議会議員ではなく地域有識者と訂正するのを忘れております。申し訳ございません。以上となります。

教育長

報告が終わりました。

このことについて、ご質問・ご意見はありませんか。

ないようですので、これで報告第7号を終わります。

報告事項が終わりました。

続いて、付議事項に入ります。

議案第1号橋本市学校運営協議会規則の一部改正についてを議題とします。

事務局から説明願います。

学校教育課

主任指導主事

議案第1号橋本市学校運営協議会規則の一部改正について、このことについて、別紙のとおり委員会の議決を求める。

令和4年7月26日提出 橋本市教育委員会教育長 今田 実

橋本市学校運営協議会規則の一部を改正するとなっておりますのですが、改正後の第6条の記載が法第41条の5となっております。改正前は第6条 法第47条の6となっております。これは地方教育行政法の改正によりまして第47条の6がなくなり、第47条の5となっておりますので、改正させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

教育長

説明が終わりました。

議案第1号について、ご質問・ご意見はありませんか。

ないようですので、議案第1号について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

議案第1号は原案のとおり決しました。

続いて、協議事項に入ります。

まず、委員の皆様から何かありませんか。

次に、事務局から何かありませんか。

続いて、連絡事項に入ります。

まず、委員の皆様からありませんか。

中尾委員

7月は社会を明るくする強化月間ですので、各地域に中学生と小学生の標語が貼つてあると思いますので、ちょっと見ていただけたら嬉しいと思います。

教育長

よろしく願いいたします。

次に、事務局からありませんか。

中央公民館 館長 会議の冒頭で教育状況についてということで、教育長からお話がありましたが、その中で今後の公民館の夏祭りについて説明がありましたが、今朝、山田地区の公民館の運営委員役員会があり、その中で8月5日に行われる山田地区公民館の夏祭りが中止になったということをご報告申し上げます。以上です。

教育長 他にありませんか。

教育総務課 連絡事項につきまして、ご説明させていただきます。2点連絡事項があります。まず1点目、教育委員会定例会の日程についてです。8月の定例会につきましては先月、ご報告させていただきましたとおり、8月30日の火曜日、午前9時30分から予定しております。9月の定例会につきましては、9月28日の水曜日、午後1時30分から教育文化会館4階の第5展示室で開催させていただきたいと思います。

2点目の連絡事項です。令和4年度の県の市町村教育委員会の研修会及び県の市町村教育委員会連絡協議会の研修会の日程のご案内です。5月31日に委員の皆様に出席していただきました、県の市町村、教育委員会連絡協議会の総会で、8月下旬から9月上旬に白浜で開催予定という事業計画を事務局から説明があったと思いますが、この時期の開催がコロナの関係で規模を縮小して10月26日の水曜日1時半から、場所が上富田町文化会館で開催する予定です。実施要項や申し込み用紙についてはまだきていませんが、日程と場所の連絡がありましたので連絡させていただきます。以上です。

教育長 日程について、よろしいでしょうか。
他にありませんか。
以上で7月定例会を閉会します。
お疲れ様でした。

閉会 午前11時15分

署 名 委 員